

淀川水系流域委員会専門家委員会
第4回委員会（H25.5.13）
資料-2

平成24年度 淀川水系流域委員会【専門家委員会】
淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検に関する
報告書に対する主な意見（案）

淀川水系河川整備計画について、危機管理・治水・維持管理・人と川とのつながり・河川環境・利水・利用の各分野において、平成21～23年度の進捗状況について、点検を行った。主な意見は以下のとおり

◎進捗点検の方法や指標に関する主な意見

◆危機管理分野

- ・水害に強い地域づくり協議会を行ったという点検だけでなく、協議会を行った結果どのように受け止められているか、どのように普及したか、どのように役立っているかという点検も必要である。
- ・水害に強い地域づくり協議会の参加者については人数だけでなく、同じ人ばかりの参加になっていないかや年齢等の統計も取って点検する必要がある。
- ・洪水に関する情報の伝達は、単に市町村に繋げる光ファイバーケーブル設備を接続した数ではなく、例えば何割の市町村で CCTV 等の防災情報を見ることができるのかを確認した方がいい。また個人宛の情報提供手段の検討とそれがどのように使って頂けているのかモニタリングが必要である。
- ・ウェブサイト等で個人が危機管理に関する情報をどのくらい取りに来ているかチェックする必要がある。

◆治水

- ・NPO と連携している事例や過去の失敗事例は、情報の蓄積やどのように対応したかということが周りの参考にもなるため記載するべき。
- ・進捗の指標として、掘削量とか工事の寸法諸元等を用いるだけでなく、疎通能力がどれくらい上がったかや、水位の低下範囲といった実施したことによるアウトカム的な指標でも点検していただきたい。
- ・進捗点検を行うにあたって、その事業の全体計画や前提条件を明確にする必要がある。

◆維持管理

- ・樹木伐採をすることによって河床の侵食が促進されて、河川の動態が復活することが環境サイドからも期待されるため、樹木管理や治水上の要請だけでなく総合的な評価をしていただきたい。

◆人と川とのつながり

- ・河川レンジャー制度として閉じた評価ではなく、環境、治水、河川管理等の観点から河川レンジャー活動を評価することも必要であり、指標のもう一つ外側に他の点検の項目に対する貢献度のような欄を設けて河川レンジャーはこれだけ自主的に掲げた目標に対して貢献しているという形で評価されてはどうか。

◆河川環境

- ・イタセンパラに対する改善としての効果を位況、流況の方からアシストできたか、また外来魚に対する対策がそれに結びついたか、それぞれの場所でこのイタセンパラに向けた評価というものをやっていくことも必要ではないか。

・河川の連続性が生態系の類型からしてどこからどこまでの間を結びつけることができたかという視点での評価が本来あるべきである。

魚類の個体数、遡上した個体数は有効な指標だが、地域の住民が調査に参加することによって効果的に評価の数字をモニタリングすることができるというような考え方で住民参加に結びつけていってはどうか。

・淀川大堰から下流の新淀川のところは極度に不連続になっており、そこにもう少し淡水を供給して、汽水域の環境をつくり出すということが究極的な河川の連続性という概念につながる。そういう意味で内湾環境の評価については、もう少し実質的な環境改善策に結びつくような指標で今後見ていっていただきたい。

・既設の堰・落差工の改良については優先順位やできない理由を明確化していくべき。

・河川環境の調査結果について、比較する条件が異なる場合は、調査方法や調査場所など条件を明示すべき。

◆利水

・今の指標は、結果的にその評価としては、規制側に働いていなければならぬが、実際に求めていることは、その水の融通や、あるいは利用の促進であり、指標としては、どれだけその水利権のまたがったところで水の融通ができたかというような、その自主的な指標を何らかの形で設けれないか。

量を計るとこんなメリットがあるというところを出していく必要がある。

◆利用

- ・川らしい利用の促進のために川らしくない利用を規制する方向の点検の仕方でなく、川らしい利用がどれだけ増えたかという点検の仕方をした方がよいのではないか。またそういった点検をレンジャー等の業務に包括することでつながりのきっかけにもなる。
- ・河川の利用に関してはどんな利用を促進できたかということが重要であり、指標の中に利用実態のモニタリングという項目を設けていただきて、保全利用委員会の中で検討していただくことで、その結果がこの進捗点検の中にも反映されてくるのではないか。
- ・河川レンジャー等によって川らしい利用の実態調査を行うことで、遊び方や場所の提案が出来るようになる。また川らしい利用を促進していくための調査になり得るのではないか。
- ・バリアフリーについては点検の方法を再検討するべき。

◆全体

- ・全体を総合してみた時に、各項目間でトレードオフの関係にならざるを得ないものがあるため、トレードオフの関係にある指標について整理して示すべき。
- ・進捗率だけでなく、進捗のプロセスをどう評価するかが重要。同じ1%でも内容によって重みが違う。例えば回数が減ったからといって質が低下するわけではない。
- ・国として、流域全体を掌握する立場から流域管理を前面にだした新たな観点がいるのではないか？

◎事業の実施手法や進め方、実施結果等に関する主な意見

◆危機管理分野

- ・情報伝達をするときに、住民に広く直接行う方法とは別に、キーパーソンにしっかりと情報伝達し、そのキーパーソンから広く一般の方へ口コミ等で伝わるような仕組みとして、情報伝達の階層化という戦略も有効的である。
- ・コミュニケーションにおいては、住民と行政との双方向性を確保することが大事である。住民の方が、どういう情報をどういう伝達方法で得たいと思っているかも含めて、住民のニーズを踏まえたコミュニケーションをする必要がある。
- ・情報伝達体制の基盤整備された箇所において効果があった事例があれば、それを紹介することにより接続する自治体が増える可能性がある。

- ・（洪水等の）予測情報の提供について、考えていく必要がある。

◆治水

- ・治水の堤防強化に伴う環境配慮の例は非常に好ましく、このような手法を木津川一地域で終わらせるのではなく、淀川水系管内でそれぞれの場所にあった方法を追求していただきたい。

- ・水門や陸閘等の操作で想定しているオペレーションで対応できないような場合も、今後増えてくると思われ、それに対応できるよう災害対策計画書等シナリオの点検も必要になってくる。

◆維持管理

- ・樹木伐採については伐採のやり方に応じて、ライフサイクルコストや次の伐採までのサイクルは変化するため、メンテナンス方法を整理し、経済性や土砂移動の観点も踏まえ、今後の計画にフィードバックする必要がある。

- ・樹木伐採について計画していく際に、流水による自然攪乱を見込む事は楽観的であり、自然攪乱において再繁茂を抑制できない等最悪のシナリオを想定した計画を立てていくべきである。

◆人と川とのつながり

- ・河川レンジャーがなかなか新しい人が埋まらない事や新しく始まった河川レンジャーアドバイザー制度についての課題について分析をし、河川レンジャー制度が発展できるような形を検討すべきである。

- ・河川レンジャー自らが、人と川のつながりを持たすことにつながった実質的によい活動というのは何回できたという形で評価をすることで、今後どういうふうに河川レンジャー自体を進めていったらいいのか検討することを提案する。

- ・河川レンジャーの活動内容を分析し、どういった分野に波及して効果がある等の検討を行ってはどうか。

◆河川環境

- ・魚の産卵孵化という点では、ヨシの干出を防ぐのは良いが、ヨシの再生を考えるなら、ヨシの発芽時期は魚の産卵時期とかぶり、発芽時期は水位が低い方が良く、冠水状態が続くと再生しない。

- ・在来魚はヨシに限って産卵しているのではなく、ゴミや人工の産卵藻（きんらん）にも産卵しているので、人工物を産卵場として提供するのも良い。

◆利水

- ・一件も許可水利権化が出来なかつたことが、どういうことかを考える必要がある。何か調整の仕方を工夫しないと実行不能ではないか。
- ・慣行水利権の問題については、許可水利権化した件数だけでなく、取水量という観点も重要であり、全体の件数が多い中で、取水量が多いものについては許可の切りかえの時に積極的に協議を行うなど、メリハリがあった方がいいのではないか。
- ・慣行水利権については淀川流域だけの問題ではなく全国的な問題なので、農水サイドと今後の方針について合意形成を図って、農水サイドの方からシステムを改善していくというような面も必要ではないか。
- ・慣行水利権の問題については、各方面への影響を考慮しながら少し調整の仕方を変えて、実績をたくさん積み上げていくということが将来的に水利権をクリアにしていくことにつながるのでないか。
- ・環境において生態系への配慮はかなりされていると思われるが、少し生態系に偏っているように思える。生態系への配慮のため平水位を下げることにより、利水環境のリスクは高くなることとなり、それに対応するための各機関との連絡調整が大事である。

◆利用

- ・河川保全利用委員会は今まで狭い範囲の機能しか持ち得ていなかつたが、利用という観点について幅広く現状を改善していくために何をしたらいいのかということを考える委員会として改善を図っていくということも検討してはどうか。
- ・身障者が憩い・安らぐためには何が必要なのかということを考えるべき。
- ・散策路やスロープの整備は望ましいことだが、都賀川での水害の事例も踏まえ、危険があることを示す表示やいざというときに河川外へ逃げられる避難路等の整備もセットで実施するべきである。

◆全体

- ・意見の内容が多岐にわたつており、意見が求めている事業の実施主体も国、県、市等複数にわたつてゐる。それぞれの役割、責任を理解した上で何がどう連携出来るのかを検討する必要がある。